

2023 年度 アンチ・ドーピングに関する資料

(公財)日本相撲連盟医科学委員会

2021 年から世界ドーピング防止機構 (WADA) の規程が変わり、アンチ・ドーピング教育の重要性がクローズアップされました。アマチュア相撲の選手の皆さんおよび関係者の皆さんは、この資料に必ず目を通してください。

1. 重要事項：ステロイドの関節内注射について

今まで認められていた糖質コルチコイド (ステロイドなど) の関節内注射は、**2022 年 1 月から禁止**となっています。ご注意ください。

競技会 (時) での糖質コルチコイドの使用については、すべての注射経路が禁止されています。注射経路の例としては、静脈内、筋肉内、関節周囲、関節内、腱周囲、腱内、硬膜外、髄腔内、滑液嚢内、病巣内 (ケロイド等)、皮内および皮下などがあります。

競技者および医療従事者は、薬物のウォッシュアウト期間を実際に設ける必要性について理解しなければなりません。分析機関は、改定された物質固有の新たな最低報告レベル (MRL) を取り入れるよう、手順を更新する必要があります。競技統括団体 (日本相撲連盟) は、臨床における糖質コルチコイドの安全使用に取り組むとともに、ドーピングを予防するための、競技者、医療従事者およびサポートスタッフへの教育ツールを開発することが求められています。

糖質コルチコイドの口腔内局所使用は、競技会時は禁止となりました。口内炎、口唇炎の治療で使われ、薬局でも購入可能なので、注意が必要です。

2. 2023 年からのそのほかの重要な変更点

WADA が助成した調査研究では、トラマドール (慢性疼痛の薬) がスポーツにおいて身体的パフォーマンス向上させる可能性を確認しています。従って、**トラマドールを禁止物質にするが、周知期間を置くため、2023 年までは監視プログラムであり、2024 年 1 月 1 日から禁止物質となります。**

3. サプリメント摂取による違反例

1) 水泳：1,3-ジメチルブチルアミン検出

特定物質ではあるが、Gaspari Nutrition 社製の ANAVITE というサプリメントに含有されていた。競技成績が失効となり、7 か月間の資格停止が命じられた。

※注釈

2016年の岩手国体でも、同じサプリメントから1-アンドロステンジオンなどの非特定物質が検出され、4か月の資格停止となった。

2017年8月に、サプリメント中の汚染物質、あるいは製品ラベルやインターネット検索により入手可能な情報の中で開示されていない禁止物質を含む製品について、**JADA から注意喚起**がなされている。

2) 水泳：エノボサルム（オスタリン）蛋白同化薬検出

トレーナーの勧めで、兄も摂取していたサプリメントから摂取した。スポーツ仲裁機構の審議で、5ヵ月から4ヵ月の処分になった。

※判断理由

限られたルートでの購入、専門家への相談・確認の欠如がマイナス材料で、これ以降、2回の検査では陰性だったことがプラス材料となった。

今後のポイント

日本製のサプリメントだった。日本製でも危ないという注意喚起が必要。オスタリン（筋肉増強効果がありそうとのこと）は現在、世界で違反例が多発している。

4. 医療関係者から勧められた処方薬による違反例

1) ウェイトリフティング：医師が処方したアレルギー性鼻炎の治療薬に含まれていた糖質コルチコイドの検出

2ヵ月の資格停止となった。

2) 体操：医師の処方風邪薬に含まれていた興奮剤メチルエフェドリンの検出

3ヵ月の資格停止となった。

3) 陸上男子：薬品カウンセラーの勧めで購入した総合感冒薬に含まれていた興奮剤メチルエフェドリンの検出

この薬物は、特定物質に該当する。購入時、薬局のカウンセラーにドーピング対象者であることを伝えたが、この感冒薬を勧められたとのこと。8ヵ月の資格停止となった。この対策としては、スポーツファーマシストのいる薬局で購入することがあげられる。

4) レスリング：医師の処方による胃腸薬に含まれていた利尿薬の検出

試合直前に、当該チームの医師から処方された**胃腸薬エカベト Na 顆粒 66.7%**（沢井製薬）が原因で、ドーピング検査で陽性になった。胃腸薬の製造工程で、利尿薬が微量混入していたためである。量的には、健康被害が一切出ない量であった。スポーツ仲裁機構に不服申し立てをし、当該選手は、資格停止処分は解除になったが、競技会の成績は失効とな

った。

- 5) フェンシング (19 歳) : 医師から処方された薬に含まれていた特定物質プレドニゾロン、プレドニゾン検出

疾患の治療のために医師から処方された薬に入っていた。2014 年に申請した TUE の期限が切れており、再度更新しなかったため違反となった。競技成績は失効で、3 ヶ月間の資格停止となった

- 6) 自転車 : 内科医である母の処方によるぜんそく治療薬に含まれていたβ-2 作用薬検出

大会前にぜんそくが悪化し、母の処方による薬を吸入した。禁止物質検出後、TUE を申請したが、他の吸入薬を使うという選択肢があったため、却下された。この点について、スポーツ仲裁機構に不服を申し立てたが、ここでも棄却された。結局、6 ヶ月の資格停止となった。

※この問題の注意点

競技者の医師選択にも責任がある。TUE は、治療であれば必ず認められるという医師 (母親) の誤解があった。早期からできた TUE 申請の機会を放棄していた。

5. 2015 年からの WADA Code 改定のポイント

- 1) クリーンアスリート、クリーンなスポーツのために、全世界・全スポーツの、スポーツに参加するための、すべての人が尊重する約束事。
- 2) アスリートの厳格責任として、4 年間の制裁が基本。
- 3) 時効は 10 年に延長 (したがって、10 年以内の違反を問う)
- 4) 未成年は 18 歳未満。立証責任の軽減、制裁措置の自動公開はなし。

6-a. 常に禁止される物質と方法

禁止物質

- S 0 : 無承認物質、S 1 : 蛋白同化剤、
S 2 : ペプチドホルモン、成長因子、S 3 : ベータ 2 作用薬、
S 4 : ホルモンおよび代謝の調整薬、S 5 : 利尿剤と他の隠蔽剤

禁止方法

- M 1 : 血液および血液成分の操作、M 2 : 化学的および物理的操作
M 1 : 遺伝子および細胞ドーピング

6-b. 競技会検査で禁止対象となる物質と方法

常に禁止されている物質 S 1 - S 5 および方法 M 1 - M 3 に加えて

S 6 : 興奮剤 a. 非特定物質 (全物質を明示) b. 特定物質 (例を明示)、
S 7 : 麻薬、S 8 : カンナビノイド、S 9 : 糖質コルチコイド

7. ヒゲナミンについての注意喚起

2017年4月1日にすでに注意喚起されているように、ヒゲナミンは禁止物質です。2017年1月1日から、S 3 : ベータ2作用薬の項目に例示されました。これは、「南天のど飴」「液キャベコーワ」「太田胃散」などにも含まれています。十分に注意してください。

8-a. 特定物質

特定物質とは、医薬品として広く市販され、またはドーピング物質として乱用されにくく、不注意によりアンチ・ドーピング規則違反を誘いやすい物質のことです。特定物質の使用が、競技能力の向上のためではなかったことを立証できれば、制裁は軽くなることがあります。

2010年より、すべての禁止物質は特定物質として扱われています。

8-b. ベータ2作用薬

すべてのベータ2作用薬は禁止されています。ただし、サルブタモール、サルメテロール、ビランテロール、ホルモテロールは、製造販売会社によって推奨される治療法に従って吸入使用される場合は除かれます。

8-c. 喘息の治療薬:

喘息の治療で使用されるサルブタモールの1日あたりの時間間隔の投与量は、いかなる用量から開始しても8時間で600 μ gを超えないことに修正されました(以前は12時間で800 μ gを超えない)。禁止表として許可された1日の総投与量は24時間で最大1600 μ gのままです。これらの限度を超える投与量については治療使用特例(TUE)を、申請しなければなりません。

8-d. 12時間で100mlの静脈内注射は禁止

治療により必要な場合には、TUEを申請しなければなりません。

9. 治療目的使用に関する国際基準

WADAは、禁止リストに掲載される物質および方法の治療目的の使用(TUE)を認めています。**2021年からTUE申請の書式が変更になりました。**

治療目的使用の適用措置の基準

A) 競技者は競技会30日前までに書面で提出。

- B) 急性、慢性疾患の治療中に、禁止物質や禁止方法が中止されたら健康上重大な障害を及ぼすこと。
- C) 正当な医学的治療によって、正常の健康状態になるが、競技能力を増加させないこと。
- D) 他に方法がないこと。
- E) 適用期間を定める。
- F) 適用が停止されることがある。
- G) 国際レベル、国内レベルなど選手のレベルで、遡及的 TUE 申請が認められない場合がある。詳細は JADA のホームページを参照。

10. ドーピング検査関連情報

- 1) 中国とメキシコで競技会に参加する時は、主催団体または国際競技連盟指定のレストランで食事すること。
- 2) 血液ドーピング検査の開始：当面 3 回針を刺して、採血できなければ中止。
- 3) 未成年（18 歳未満）競技者から取得すべき同意書について（競技団体の責務）
- 4) 競技会外検査の 60 分の指定枠は 5 時から 23 時までから選択できる。
- 5) 年間複数人の違反者を出した競技団体は罰則を受ける可能性あり。
- 6) 食肉汚染と利尿薬の混入の可能性がある場合には、最低限の分析報告レベルを設定。
- 7) 現在日本で認可されている COVID-19 のワクチンは禁止物に含まない。

11. 薬に対する基礎知識（使った薬はいつまで身体に残るか）

- 1) 個人差があるので一概に言えない。ホルモン剤・ステロイド類は、自身自身のホルモン分泌が変わるため、影響が長く残る。
- 2) その他の医薬品は、最低 3 日から 1 週間ぐらいは残る。完全にウォッシュアウトにするためには、できれば 10 日はほしいところである。
- 3) 漢方薬は、さまざまな物質の混合物であり、TUE で認められることはほとんどない。一般的には、漢方薬を使用しなくても疾患の治療は可能である。

12. 選手に対する注意

- 1) 薬を処方され、買う前にスポーツ選手だと伝える。ドーピング検査を受けることがあると伝える。

- 2) 薬の名前を書いてもらう。箱を捨てない。ドーピング検査時に使った薬を申告する。薬を調べるために必要なので、薬の名前はフルネームで書いてもらう。
- 3) サプリメント・滋養強壮剤・健康食品に注意する。本当に使う必要があるか検討する。
- 4) 医師、薬剤師の中に、アンチ・ドーピングの知識が少ない人もいる。彼らが大丈夫と言っても、禁止物質を服用すれば、その責任は選手にある。不安を感じたときは、下記13の方法で確認する。
- 5) 競技者の役割および責務の観点から、服薬履歴を記録し、手元に医薬品が残っている場合は、適切に保管する。

13. 薬に対する情報入手方法

- 1) JADA ホームページの global DRO で調べる。
- 2) 薬剤師会ドーピング防止ホットラインに問い合わせる。
- 3) JADA 公認スポーツファーマシストに問い合わせる。
- 2)、3)とも JADA ホームページにリストあり。

※参考：WADA ホームページ (<http://www.wada-ama.org/en/tl.asp>)

JADA ホームページ (<http://www.anti-doping.or.jp/>)

薬についてわからないときは、各都道府県の薬剤師会ホットラインなどに問い合わせてください。

付録

1. 糖質コルチコイドのウォッシュアウト期間

体内に吸収された薬物がほぼすべて排出される期間を示しています。ただし、個人差があるので、薬物が完全に排出されることを保証するものではありません。

経路	糖質コルチコイドの種類	ウォッシュアウト期間
経口 (口腔粘膜などを含む)	原則すべての糖質コルチコイド	3日
	ただし、 トリアムシノロンアセトニド	10日
筋肉内	ベタメタゾン、デキサメタゾン、 メチルプレドニゾン	5日

	プレドニゾロン プレドニゾン	10日
	トリアムシノロンアセトニド	60日
局所 (関節周囲、関節内、 腱周囲、腱内)	原則すべての糖質コルチコイド	3日
	ただし、 トリアムシノロンアセトニド プレドニゾロン プレドニゾン	10日

2. アスリートカテゴリー

以下のカテゴリーにより、TUE 申請などは異なります。

- A) 国際レベル
- B) 国内レベル
- C) 国際レベルおよび国内レベル以外のアスリート

3. 物質固有の新たな最低報告レベル (MRL) の導入

上述の 2 ページの 4 の 4) のエカベド事件などを受けて、いくつかの物質では、微量の検出は、陰性と判断されることになりました。これが、物質固有の新たな最低報告レベルの考え方です。

以上